

ほっと

NPO法人 ほっと 会報

〒590-0048

堺市堺区一条通19-13 上笠ビル2階

☎ 072-228-3011 FAX 072-228-3012

E-mail npo-hot@nifty.com

NO. 62 発行：2024年（令和6年）8月20日



「成年後見制度アンケート報告集会」が大成！

高倉弘士先生の報告も久岡先生の記念講演も参加者の腹に落ち、今後の力に！

報告の中、開催した「報告集会」には、会場一杯の88名の方々が参加。アンケート結果の報告をされた久岡英樹弁護士のお話と、「成年後見制度の役割」と題して記念講演された久岡英樹弁護士のお話。そして、トークタイムで成年後見制度を利用されている「家族とほっとの生活支援員の方の経験でのお話、いずれにも参加者みんながウンウン頷きながら聞き、みんなの腹に落ち、今後の力になる集会でした。

・制度を利用している人は、約8%にとどまっている。
・利用している人の多くは、「親亡き後の心配がなくなった」と答えている。
・利用していない人の理由は、「親が元気だから」が最多で、「兄弟姉妹がいる」からとの回答も多く、家族に依存している状況がある。

制度利用のきっかけは、親の支援がでなくなった時

利用することになる理由は、親の高齢や亡くなった時

など、親の支援がでなくなった時が利用するきっかけになっている。現在利用されている人の回答も同様で、こ

高倉弘士先生の「提言」

①信頼性の高い後見人の選任について

- ・課題：後見人の信頼性に関する不安が多く報告されている。
- ・提言：後見人の選任プロセスの透明性を高め、信頼できる後見人を選ぶ基準を明確化する。

②後見人の監督と支援

- ・課題：後見人による不正行為や対応のばらつきが報告されている。
- ・提言：後見人の監督体制を強化し、定期的な評価とトレーニングを実現する。また、後見人へのサポート体制を整備する。

③手続きの簡素化と情報提供

- ・課題：後見制度の手続きが複雑で時間がかかるとの声が多い。
- ・提言：手続きの簡略化を進め、必要な情報を分かりやすく提供するための相談窓口や学習会の充実を図る。

④被後見人の意思の尊重

- ・課題：被後見人の意思が十分に尊重されないケースがある。
- ・提言：被後見人の意思形成と意思決定を支援する取り組みを強化し、後見活動が被後見人の生活の質を向上させるように努める。

⑤後見制度の普及と啓発

- ・課題：後見制度への認知度が低く、利用者が限られている。
- ・提言：後見制度の普及啓発活動を強化し、障害者やその家族が安心して利用できる環境を整える。

⑥経済的支援の拡充

- ・課題：後見制度の利用が経済的負担となるケースがある。
- ・提言：助成制度の拡充を求め、後見制度の利用をためらうことのないようにする。

成年後見制度について

制度の利用は、約8%

自由記述欄に4割もの方々が

思いを書き込んでおられるこ

とに關心の高さが表れている

と述べられた上で、概略（抜

粋）以下の通り話されました。

後見人には、誰を希望するか？

後見人を付けるなら、誰を

希望するか？については、家

族（特に、兄弟姉妹）による

後見を希望している人が最多。

後見人には、誰を希望するか？

後見人を付けるなら、誰を

希望するか？については、家

族（特に、兄弟姉妹）による

後見を希望している人が最多。

法人後見をしている団体（ほっ

と等）への希望もかなりある。

また、福祉関係者など福祉の

専門性や日常的な支援者への

信頼が高いことが示された。

制度の重要性は認識しつつも、

利用への不安を感じている

自由記述欄で、4割の方々が

記入されており、制度の重

要性は認識しつつも、制度の

複雑さ、費用面の負担、後見

人の信頼性等に不安を感じて

おられることが示されました。

これを受け、高倉先生が

「提言」として、左記の6点

を述べられました。

続きは、9月号に掲載！

報告その①

希望するか？については、家
族（特に、兄弟姉妹）による
後見を希望している人が最多。
法人後見をしている団体（ほっ
と等）への希望もかなりある。
また、福祉関係者など福祉の
専門性や日常的な支援者への
信頼が高いことが示された。
制度の重要性は認識しつつも、
利用への不安を感じている

左記QRコードは、講演し
て頂いた久岡先生の追加資
料を入れたファイルのリン
ク先です。



結成して18年、音楽の仲間「かたくらまる」は 親と仲間の楽しみの場 & かたくらの商品の宣伝隊♪



七夕の7月7日(日)午後、かたくらの音楽仲間による「かたくらまる」の練習に寄せて頂きました。

会場の泉ヶ丘市民センター・障害者集会所では、お母さん方が部屋の中を七夕飾りや仲間の素敵な作品「さそり」を飾って雰囲気盛り上げていました。

早速、みんなで演奏開始!

仲間がそろって来たところで、早速みんなで演奏開始です。Tさんの合図で「見上げてらん夜の星を」「たなばたさま」そして、さささんさんの替え歌「かたくらまる」をみんなで演奏していました♪

みんな音楽が大好き♪ノリノリで楽器を演奏♪

ピアノ、ドラム、鉄琴、木

琴、打楽器(ウインドチャイム、ウッドブロック等)と多彩な楽器を使って仲間が奏でています♪

仲間によると、「気持ちいい!」「楽しい!」とみんな素敵な笑顔です♪

今日は参加できなかったけど、電車が大好きなMさんは、「線路はつづくよ、どこまでも」の曲が始まると、いつも「ピー、ピー」と笛を吹いてノリノリだとのこと。みんな音楽が大好き♪

無認可の時代から習字、絵画、音楽♪



「かたくらまる」の結成は、2006年7月。結成時からずっと支えて来られたTさんにお聞きすると、「無認可作業所の時代から習字(墨書クラブ)や絵画(アトリエ夢の

かこ)、音楽(グッド)をはじめてきました。ダウン症の人には、アート・文化・芸術が向いていると思ったので、可能性を拡げたいとみんなでやってきました。ここにある楽器はみんな、30数年前からいろんな助成金で揃えてきました。かたくら家族会の中で、みんなに声をかけたら「やってみたい」と集まってくれました。

楽器演奏を楽しみながら、かたくらの商品を宣伝♪

まず楽器を使って仲間で楽しみました。そこで、かたくらの商品(わらび餅、手づくり味噌、陶芸品など)を宣伝しよう、小学校や自治会館などの地域でのイベントやちよっくらわくまつりに出演してきました。

コロナを経て、今再開し、こうして親子で楽しみながらやれるってホンマにいいなと実感しています。今、お互いに「頼り合える」関係で一緒にやれるのを嬉しく思います。と語っておられました。

親と仲間の楽しみの場

「かたくらまる」は、毎月1回の練習をしながら、花見、クリスマス会等、時折気分を

盛り上げて楽しく練習しています。更に、ちよっくらわくまつりなどイベントへの出演があります。

あるお母さんによると「お母さんたちとの交流にもなるし、何よりも本人がルンルンで行きたいというのが嬉しい」と。またあるお母さんは、「演奏しているこの動画を、参加できなかったお母さんにLINEで流すと喜んでもらっています」と語っておられました。

「おやつタイム」をみんなで満喫♪

練習が終わった後、七夕の楽しみをとお母さん方が用意してくれた冷たいフルーツポンチと飲み物で「おやつタイム」を満喫♪



最後は、みんなで次のステーション(ちよっくらわくまつり)での曲目の相談です♪結成18年。みんなで楽しんでいるからこそ続けてこられているんですね。

みんなが幸せに

▼障害者グループホーム(GH)のマンションからの「追い出し裁判」は、7月1日、大阪高裁で「逆転和解」が成立した▼「審・大阪地裁は、消防上の観点からGHが「住宅以外」の使用を禁じる」マンション管理規約に反するとして、GHの退去を命じていた▼しかし、大阪高裁は、「障害者基本法の基本理念と消防法令の遵守が相反するものであつてはならない」として和解を勧告していた▼7月1日、「障害者GHが障害者の地域生活を支える住宅であることとを認める」「今後も消防法令等に適合すべく、相互理解と協力関係の構築に努めるものとする」との和解が成立した。今回問題となった管理規約の条項は、広く全国各地のマンションで用いられているだけに、意義ある「歴史的和解」である▼これを機に、地域での共生社会を実現していく上で不可欠なマンションでの障害者GHの建設がすすむことを願ってやみません(M)

共感呼んだ、成年後見制度を利用している人の経験談

ほっとの大塚牧子さんの司会で行われた「トークタイム」。成年後見制度を利用されている方&ほっとの生活支援員さんからのお話がリアルで、会場参加者の気持ちにかみ合い共感呼びました。以下、そのお話の概要です。

利用されているAさん(母親)のお話

- ・きっかけは、6年前に私が大きな病気をしたので、作業所や GH に迷惑をかけたら大変やと思い、ほっとに後見人になって貰おうと相談しました。しかし、後見人の選任は裁判所がするので、ほっとがなれるかどうか分からないとのこと。そこで、ほっとの支援を受けながら、先ず母親の私が後見人になりました。今度、後見人をほっとに変更しようと手続き中です。
- ・当初、申請する時は、ホンマに大変でした。何しろ結婚して 50 年、家計簿を付けたことありませんでしたから…。出納帳付けるには、家族のものと息子のものを分けて付けないといけません。3ヶ月、出納帳の付け方を教えてもらい、やってみたら私にでもできました。
- ・今は、家計簿も付けれるようになりました。これまでは、どんぶり勘定でやっていましたが、これを付けるようになって、他のこともきっちりとできるようになりましたよ。
- ・後見人に支払う報酬のことですが、それは当たり前やと思います。本人のお金を本人のために使うのだから、仕方ないことだと思っています。長年の付き合いで、ほっとを信頼しています。



利用されているBさん(86才父親)のお話

(当日、事情があり欠席されましたが、以下のメモを頂きました)



- ・Bさんは、57歳の娘さんに後見制度を利用されています。
- ・きっかけは、11年前に母親が亡くなり、いよいよだと思った。
- ・個人ではなく、法人後見のほっとにお願いしたいと裁判所に申し立てた。
- ・事前に、兄弟や家族にも説明して、了解を取っ

ていたのでは良かった。

- ・準備から、申し立て、決定まで約 8 ヶ月かかった。なので、親が元気なうちに、準備は早めにした方が良いと思う。

- ・本人は、作業所で弁当作りに係り、GHで暮らし、ほとんど家に帰ってこない。さをり織を続けており、ビーズや絵などが好きで楽しんでいるようだ。

- ・今度、本人の住所を自宅からGHに移そうかと思っている。

- ・私も 80 歳代になり、体力の限界を感じる。ほっとに託して良かったと思う。

- ・これからは、好きな麻雀などをしながら、残る人生を楽しみたいと思っています。

ほっとの生活支援員Nさんのお話

- ・10 年前に息子を亡くしましたが、あるお母さんから声をかけてもらい、7 年前から生活支援員をしています。

- ・毎月 1 回、第 4 水曜日 GH に訪問しています。今は慣れて、自分が買ってきた本（るるぶ）を広げて、「これこれ」と指さすので、「これ食べたん？」と聞いたら、「うんうん」と頷いてくれます。



- ・この間、右手の甲に傷があったので、その場でキーパーさんに言おうかと思ったけど、その場で自分だけの判断で行動しないように、一旦ほっとの仲村さんに持ち帰って報告するようにしています。

- ・今は、同じ人のところに継続していっているので、私の訪問を待っていており、会話が弾みます。楽しいですよ。

- ・これからも元気な間は、続けたいと思います。

最後に、Aさんから皆さんに伝えたいことは

- ・親の思いもありますが、何しろ「目線を、親ではなく子どもに向けること」と、「後見人を信頼すること（私の場合、信頼していたから）」が大事やと思います。

- ・他人に託すのは、勇気がいると思う。託すには信頼が大切！私は、この間ほっとに世話になり信頼していたからお願いしました。

- ・お金については、本人の葬式代と GH のリフォーム代が残っておればよいかなと思います。と語られました。